

組合員証・組合員被扶養者証をお持ちの方へ

マイナ保険証を使用して医療機関の受診ができない方に

「資格確認書」を交付します

令和6年12月2日に健康保険証とマイナンバーカードを一体化する仕組み（マイナ保険証）に移行したことに伴い、組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」といいます。）の新規発行は停止となりました。

既に交付されている組合員証等は経過措置として令和7年12月1日まで使用できますが、まもなく経過措置期間が終了し使用できなくなるため、次の方に対して「資格確認書」を交付します。お勤め先経由で配布しますので、ご確認ください。

「資格確認書」について

マイナ保険証を使用して医療機関の受診ができない方に対して交付されるものです。組合員証等と同じ形状（カード型のプラスチック製）ですが、カードの色が黄色から青色へ変更となり、また、これまで記載されていなかった有効期限が記載されています。

組合員証等と同じように医療機関の窓口で提示することにより、保険診療が受けられます。

1 交付対象者

組合員証等の交付を受けている組合員及び被扶養者の方の内、令和7年7月31日時点で次の①又は②に該当する方

- ① マイナンバーカードを取得していない方
- ② マイナンバーカードを保有しているがマイナ保険証の利用登録を行っていない方（マイナ保険証の電子証明書の有効期限切れにより利用登録状況が無効になっている方を含みます。）

※ 本組合においてマイナ保険証の利用登録状況を確認し職権により交付しますので、交付申請手続きは不要です。

2 交付時期(予定)

令和7年8月25日（月）から9月30日（火）にかけて順次お勤め先に発送します。

10月中旬頃を過ぎても「資格確認書」がお手元に届かない場合は、本組合又は所属所の共済事務担当課までお問い合わせください。

マイナ保険証の利用登録を行っている方には

「資格確認書」の交付はありません

マイナ保険証の利用登録状況がご不明な場合は、ご自身で、マイナポータルの「健康保険証の利用登録の申込状況」から確認をお願いします。本組合にご照会いただきましても、利用登録状況についてお答えすることはできません。